

市川市の **子育てナビ** を紹介します

“子育てナビ”は

子ども・子育て支援新制度における《特定型》利用者支援の窓口です

子ども・子育て支援法第59条第1号に基づく事業です。

子ども・子育て支援法では、市町村の責務の1つとして、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、利用者支援専門員が、家庭状況や子どもの育ちに合わせた支援を行います。また、個々のニーズに合わせた情報提供ができるよう関係機関への情報収集と連絡調整を行います。

利用者
支援って何？



市川市の利用者支援窓口は、『**子育てナビ**』です。

利用者支援専門員(子育てナビゲーター)がご案内します！

特定型に基本型をプラス “出張子育てナビ” (身近な場所に出向く支援)

市川市の利用者支援
《特定型》は、市の独立した窓口です。

地域のこども館等、身近な場所に
窓口が出張します。

『出張子育てナビ』も
ご利用ください。

利用者支援の種類

《基本型》 身近な場所での相談

《特定型》 主に行政窓口で行われる形態

《母子保健型》 保健師等が妊娠期から支援



なぜ『子育てナビ』
という名前なの？



幼稚園、保育園などをお探しの時に・・・
どのルートに行こうかな・・・と迷うこともありますね



“我家に合う道を探しましょう！”

お子様の成長や家庭の状況と共に、
時にはルート変更しながら、
子育てナビと一緒に、

ルート探しのお手伝い! をします

